

## 第三者評価 倫理規程

特定非営利活動法人評価機関あんしん（以下「当機関」という。）において実施する福祉サービス第三者評価事業（以下「事業」という。）の信頼性及び公平性を確保することを目的とし、適正な評価業務の遂行に努めるべく以下のとおり倫理規程を制定する。

第1条 客観的で公平な立場を堅持し、適正な評価を行う。

第2条 業務を利用し、第三者評価に関する契約に係る料金、費用以外の金品を請求しない。また、業務に関連し、第三者評価に関する契約に係る費用以外の金品を受領しない。

第3条 評価業務に係る契約事項並びに取り決め事項については、確実に履行する。

第4条 利用者に対するヒアリングを実施する際は、利用者に調査協力を強いることがないよう、十分に配慮するとともに、利用者及びその家族に対する人権を尊重するとともに個人情報の保護を徹底する。

第5条 評価に際しては、第三者評価の適正かつ円滑な実施とともに、受審事業者（以下「事業者」という。）のサービス提供に支障を来たさないよう、当機関及び事業者が相互に協力して業務を実施するものとする。

第6条 第三者評価に関する問い合わせや苦情に対応する窓口の設置について、事業者、利用者及びその家族等に対する周知を行う。

第7条 当機関が収集する情報は、第三者評価実施に必要な最低限の情報とし、第三者評価以外の目的には使用しない。

第8条 当機関は、第三者評価の実施上知り得たサービス利用者及びサービス事業者並びにサービス事業者に関する情報を、第三者に漏洩しない。この守秘義務は、評価契約終了後も同様のものとする。

第9条 当機関は、第三者評価で実施した利用者調査及び事業者評価における事業者の自己評価結果に関して、記入者が特定されないよう加工し、事業者に報告する。

第10条 評価機関は、利用者等に関する情報が記載された書類については、訪問調査時に現地で閲覧確認し、事業所外に持ち出さない。

第11条 当機関は、事業者が業務上作成した資料等については、原則として訪問調査時に現地で閲覧確認し、事業所外に持ち出さない。ただし、事業者の同意を得て、提供を受けた場合はこの限りでない。

第12条 評価実施に係る書類の取扱については、第三者に漏洩しないよう当機関において適正な管理を行い、保有する必要がなくなった書類等の情報については、確実かつ速やかに破棄又は消去する。

第13条 当機関は、評価業務に従事する者に対して、第三者評価の実施上知り得たサービス利用者及びサービス事業者並びにサービス事業者に関する情報を第三者に漏洩しないよう、また、従業員でなくなった後においてもこれらの情報に関する守秘義務を保持するよう必要な措置を講ずる。

附則 この規程は平成27年11月1日より施行する。